那須地区広域行政事務組合告示第７号

公募型プロポーザルの実施について

広域クリーンセンター大田原運転維持管理業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和４年７月 28 日

那須地区広域行政事務組合 管理者　渡辺　美知太郎

１　入札に付する事項

（１）業　務　名　　広域クリーンセンター大田原運転維持管理業務

（２）履 行 場 所　　栃木県大田原市若草１丁目 1484 番地２
那須地区広域行政事務組合　広域クリーンセンター大田原

（３）履 行 期 間　　令和　５年４月　１日から
令和 10 年３月 31 日まで
ただし、契約締結日から令和５年３月 31 日までを業務引継ぎ及び準備期間とする。

（４）業 務 内 容　　別紙一般仕様書及び特記仕様書のとおり

２　参加資格

公募型プロポーザルに参加する者は、次の要件を満たすものであること。

（１）プロポーザル参加意向申出書提出日現在において、令和３・４年度の那須地区広域行政事務組合、構成市町（大田原市、那須塩原市、那須町）のいずれかの入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

（２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項（同令第 167 条の 11 第１項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。

（３）プロポーザル参加意向申出書提出日から契約締結日までの期間において、地方自治法施行令第 167 条の４第２項の規定に基づく那須地区広域行政事務組合又は大田原市、那須塩原市、那須町のいずれかから入札参加制限を受けていないこと。

（４）プロポーザル参加意向申出書提出日から契約締結日までの期間において、那須地区広域行政事務組合又は大田原市、那須塩原市、那須町のいずれかから指名停止処分を受け、指名停止中でないこと。

（５）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第２条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者（再生計画又は再生計画が認可された者を除く。）であること。

（６）日本国内において、本公告日から起算して過去５年以内に、地方自治体からの一般廃棄物処理施設（ボイラー・タービン付焼却施設（発電出力 1,400kW 以上の蒸気タービン発電設備を備えた全連続燃焼式ストーカ炉、１炉当たり 60ｔ/日以上で２炉以上あるもの）及びリサイクル

施設）の３年以上の施設運転維持管理業務を、元請業者として受託した業務実績が２件以上ある者であること。

（７）「一般仕様書」及び「特記仕様書」に掲げる経験実務年数等を有する者及び有資格者を、本公告日の時点で直接的かつ恒常的に雇用し、契約締結後速やかに配置又は組織できること。

３　手続き

別紙「那須地区広域行政事務組合広域クリーンセンター大田原運転維持管理業務プロポーザル実施要領」のとおり

４　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金　　免除

（２）契約保証金　　免除

５　担当課等

・担当課　那須地区広域行政事務組合　広域クリーンセンター大田原

・担当者　印南、阿久津

・所在地　〒324-0021 栃木県大田原市若草１丁目 1484 番地２

・連絡先　電　話　0287-20-2270

ＦＡＸ　0287-20-2272

Ｅ-mail cleankanri@nasukouiki.or.jp